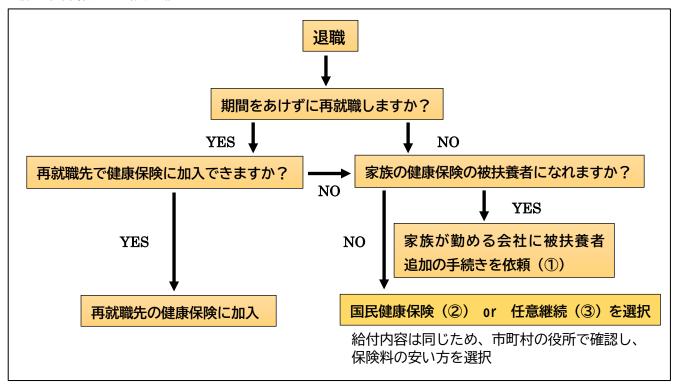
退職後の健康保険の選択肢

《健康保険の選択肢》



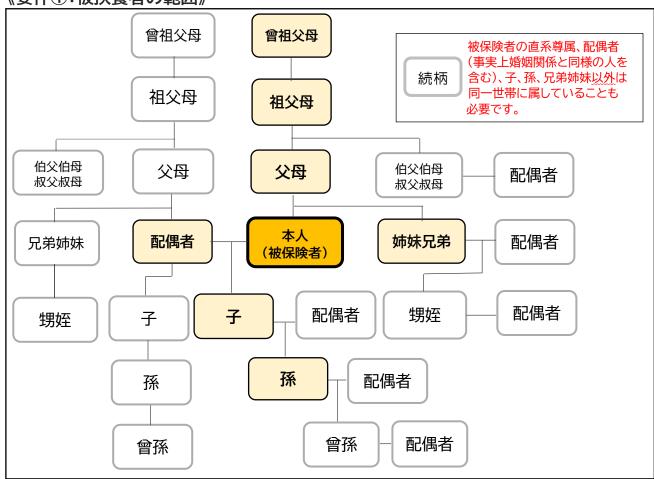
《加入要件等》

	健康保険の 被扶養者になる	② 国民健康保険に加入	③ 任意継続に加入
加入条件	・三親等以内、生計維持関係、(同一世帯) ※詳しくは次ページの 要件を参照	・他の健康保険に加入していないこと	・2ヶ月以上社会保険に加入している こと ・退職後20日以内に申請
加入期間	条件を満たす限り	条件を満たす限り	2 年間
	他の健康保険への加入や 収入が増加した場合等	他の健康保険に加入し た場合	・加入後2年が経過した場合 ・1日でも保険料を滞納した場合 ・就職して社会保険に加入した場合
手続き場所	家族 (扶養者) が勤める会 社に依頼	各市区町村役場	協会けんぽ各都道府県支部
必要書類等		明書、本人確認のできる	任意継続被保険者資格取得申出書、 扶養する家族がいる場合は、その家族 の収入証明資料とマイナンバー
保険料	かからない	詳しい保険料は役所へ お問い合わせください	在職時の保険料(自己負担分)の 2 倍 ただし、標準報酬月額が 30 万円を超 える場合は 30 万円の標準報酬月額の 保険料が上限(2019 年度)

《協会けんぽの被扶養者になる要件》

ご家族の方が協会けんぽの被保険者となっている場合に、その被扶養者となるには、「①三親等以内(場合によっては同居要件有)」かつ、「②生計維持関係にある」ことが必要です。

《要件①:被扶養者の範囲》



《要件②:生計維持関係の認定基準》

	同一世帯に属している場合	同一世帯に属していない場合		
	① 年間収入 130 万円未満	① 年間収入 130 万円未満		
60歳未満	かつ	かつ		
	② 被保険者の年収の 1/2 未満	② 被保険者からの援助額よりも少ない		
く O 告い L	① 年間収入 180 万円未満	② 年間収入 180 万円未満		
60歳以上 又は障害者	かつ	かつ		
人は悍古伯	② 被保険者の年収の 1/2 未満	③ 被保険者からの援助額よりも少ない		

※収入には雇用保険の失業給付等も含みますので、退職後、基本手当(失業保険)等を受給することで年収が130万円または180万円以上になることが見込まれる場合は被扶養者になれません。また、後期高齢者(75歳以上の方等)も被扶養者になれません。